

## 評価部会及び専門部会の編成について(案)

評価部会及び専門部会については、以下の事項を踏まえ、評価対象高等専門学校の状態に応じて適切に編成することとする。

### 1 評価部会

- (1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則(以下「委員会細則」という。)第2条第1項に基づき、評価部会は、評価対象高等専門学校ごとの状態を調査する。
- (2) 評価委員会委員数名に、評価対象高等専門学校の状態に応じた専門委員(ピア・レビューア―等)を加え、全体として10名程度で構成する。
- (3) 評価部会数は、1評価部会当たり原則として7～8高等専門学校を上限として担当することとし、全評価対象高等専門学校数に応じて編成する。

### 2 専門部会

- (1) 委員会細則第3条第1項に基づき、専門部会は、特定の専門事項を調査する。  
(財務に関する専門部会は必ず置くものとする。)
- (2) 評価委員会委員1～2名と特定の分野に高い識見を有する専門委員で構成する。

(参考)

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則

〔平成16年5月13日〕  
〔高等専門学校機関別認証評価委員会決定〕

(総則)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(評価部会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる高等専門学校(以下「評価対象校」という。)ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成16年規則第1号)第13条第3項に規定する委員(以下「委員」という。)及び同条第4項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、委員長が指名する。

3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項の規定は、専門部会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営小委員会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」と読み替えるものとする。

第6条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営小委員会」において自己の関係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。